

平成 29 年 3 月 29 日
消費者委員会事務局

第 38 回食品表示部会で出された委員の主な懸念点の整理

＜「加工食品の原料原産地表示」の審議に係る食品表示部会の位置付け＞

食品表示部会では、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ」の内容に沿って消費者庁が作成した食品表示基準案やその他の食品表示部会に提出される資料等を確認し、議論を行う。最終的には、各委員が示している懸念の払拭状態を見極め、基準案に対する意見をまとめる。

＜第 39 回食品表示部会（H28.12.19）で出された懸念点等＞

○全ての加工食品に原料原産地表示を義務化することについて

- ・消費者が利用できる表示でないと、「消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資する」という目的が達せられない。消費者の誤認を招かない表示とできるか。（可能性表示、大括り表示）
- ・インターネット表示も義務表示の一部として認めるほうがよいのではないか。
- ・表示義務化の対象を、冠表示や重量順第 2 位以下にも広げるほうがよいのではないか。
- ・原料原産地表示と中間製造地表示を消費者が混同しないか。

○消費者への周知について

- ・消費者が表示の意味を理解しないと適切に利用されない。消費者への周知はどうか。

○監視の実効可能性について

- ・可能性表示を導入すると帳簿検査といった社会的検証で監視を行うこととなる。悪意を持った事業者を追い込めるような、実効性のある監視体制や監視基準ができるか。

○国際的な整合性について

- ・コーデックスで決められていない事項であるが、国際的整合性はとれるか。

○経過措置期間について

- ・実施する場合、経過措置期間は十分に確保されるか。